

第1編 陸上交通 第2部 鉄道交通

の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行った。

また、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切支

障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を推進した。

この他、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めた。

第6節 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救助活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図った。

また、平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車脱線事故を受けて、大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、より高度な技術・資機材を有する特別高度救助隊等を創設し、救助・救急活動体制の強化を図ってきた。

第7節 被害者支援の推進

被害者等の心情に配慮した対策の推進を図った。

特に、大規模事故が発生した場合には、警察、医療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援することとしている。

また、国土交通省では、平成21年度から、御遺族

代表、有識者等からなる「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」を開催し、国土交通省の活動の在り方等について検討を行い、23年6月に取りまとめを行った。

第8節 鉄道事故等の原因究明と再発防止

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（重大インシデント*）に関し、当該事故等が発生した原因や、事故による被害の原因を究明するための調査を行い、調査で得られた知見に基づき、原因関係者に勧告等を実施するとともに、事故等調査の過程においても、鉄道交通の安全に有益な情報については、タイムリーかつ積極的な情報発信を行い、鉄道事故等の防止や事故による被害の軽減に努めた。

また、事故等の調査を迅速かつ的確に行うため、各種調査用機器の活用による分析能力の向上に努めるとともに、過去に公表した事故等調査報告書の

データベース化や各種専門研修への参加等により調査・分析手法の蓄積・向上を図った。

さらに、公表した事故等調査報告書の概要や分析結果の解説等を掲載した定期情報誌を発行し、鉄道関係者等に広く提供するとともに、鉄道技術関係各種協会等に対し、事故等調査報告書の概要や分析結果の解説を行うなど、事故防止の啓発活動を行った。

また、事故の未然防止を図るため、鉄道事故等報告規則（昭62運輸省令8）等に基づいて報告される鉄道事故等の情報について収集整理し、鉄道事業者等の関係者で共有することに努めた。

※ 重大インシデント

結果的には事故に至らなかったものの、事故が発生するおそれがあったと認められる事態のうち重大なもの。